

津山市民間活力導入推進指針

平成15年3月3日 市長決裁

(平成19年3月1日 一部変更)

1 趣旨

津山市は、多様化・増大する市民ニーズに応え、限られた経営資源による効果・効率的な行政経営を推進するため、行政の役割と責任を検証し、「民間にできることは民間に」を基本に、市が行っている業務について民間活力の積極的な導入を進める。

併せて、地域の経済の活性化の促進、雇用の創出を図る。

2 民間活力の定義

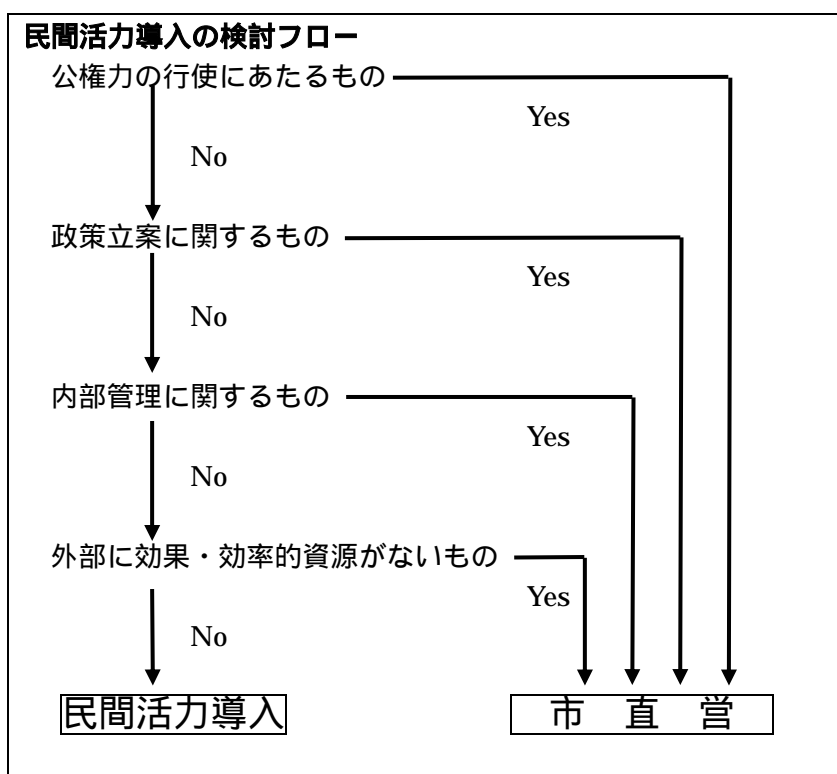
この指針で、民間活力とは、「指定管理者制度」、「PFI」、「市場化テスト」、「民営化」、「地域協働」、「民間委託」、「人材派遣」などにより、民間の知識や技術を活用し市民サービス向上や業務の効率性を達成するものをいう。

3 民間活力導入の対象

市の事務事業全般を対象とし、検討する。

ただし、次のものを除くが、なかでも細分化して民間活力を導入できるものは検討の対象とする。

- (1) 公権力の行使にあたるもの(許認可・税の賦課など)
- (2) 政策立案に関するもの
- (3) 内部管理に関するもの(予算執行管理・人事管理・文書管理など)
- (4) 市の外部に効果的、効率的資源がないもの



4 基本的方向性

3で対象とされた事務事業について、どのような手法が適切かを業務の内容や手法の特性に応じて検討する。

(1) 指定管理者制度

市が設置した公の施設について、その設置目的を達成するため、民間の経営能力及び技術能力を活用するため、地方自治法に定める指定管理者制度による管理に移行する。

(2) PFI

PFIの活用に関する調査研究を進めるとともに、候補事業の選定を行い、事業の内容、費用及び財源、スケジュール、サービス水準等の諸条件を勘案し、PFIの導入を実施に向けて検討する。

(3) 市場化テスト

窓口サービスのあり方を検討し、市場化テストの活用に関する調査研究を進めるとともに、候補事業の選定を行い、事業の内容、費用、スケジュール、サービス水準等の諸条件を勘案し、市場化テストの導入を実施に向けて検討する。同時に、窓口部門を1階に集中することにより、住民サービスの高度化を図る検討を行なう。

(4) 民営化

市がサービスを提供するよりも民間がサービスを提供する方がコストも含めたサービスの向上が期待できる事務事業や民間が提供するサービスで十分であり、市が撤退しても民間による補完が十分期待できる事務事業については、積極的に民営化を進める。

とりわけ、次のすべてを満たす事業は民営化の可能性が高いため、積極的な検討を行うものとする。

需要の多いもの又は需要が発生する確実性が高いもの

同一のサービスを提供する民間の事業主体が多いもの

受益者に負担を求めることができるもの

民営化にあたって法令上の制約がないもの又は制約の弱いもの

(5) 地域協働

NPO等と行政との協働を進めるため、ルールづくりと並行して、具体的な協働事業の事業化について実施に向け検討する。

【基本的考え方】

NPO等と行政が係わり合いを持ちながら進める事業について、行政サービスのあり方を見直し、どのような協働形態をとることが最も適切かつ効果的か検討していくことが必要である。

協働を進めるにあたっては、以下のことを明らかにしておくことが必要である。

ア それぞれの自立性・自主性を保ち、特性を十分認識し、尊重しあうこと

イ NPO等と行政は対等な関係であること

ウ 両者の関係が透明性のある関係であること

エ 目的の達成により関係が終了すること

効果的・効率的な協働形態の選択、協働相手の選定、事業実施前後の評価等の考え方や方法について、ルールづくりを行う。

(6) 民間委託等

民間委託については、下記 に該当する事務事業を中心として、下記 の留意事項を踏まえ、その可否を検討する。

民間委託を検討する事務事業の類型について

区 分	内 容
定型的業務	定型的な業務で、マニュアル化等により市が直接行わなくても同様の成果を得られるもの
専門的業務	高度な技術、技能や専門的知識を必要とするもの又は民間分野における技術革新のスピードが速いもの
時期集中業務	業務の形態が時期的に集中する業務で、常時一定の職員を配置する必要のないもの
イベント・研修業務	各種シンポジウムなどのイベントや研修会などで委託により効果的な運営が期待できるもの
施設管理運営業務	施設の管理運営など、委託により弾力的・効果的運営が期待できるもの
その他	その他、委託した方が、市民サービスの向上など、業務の向上が図れるものなど

民間委託を検討するにあたっての留意事項

(a) 事務事業の細分化

公権力の行使・政策立案・内部管理などにかかわるものであっても、それに付随するデータ処理などの定型的業務等は細分化して民間委託の検討対象とすること。

(b) コストの検証

委託の実施段階においては、直営で実施した場合と委託した場合のコスト比較検証を行うこととするが、検討にあたっては短期的にはコスト削減効果が現れなくても、中長期を見通した場合コスト削減効果が見込まれるものも対象とし、幅広い事務事業について検討を行うこととする。

(c) スケールメリットの発揮

典型的な事務を一括して取りまとめて委託するなど、スケールメリット(規模を大きくすることによる利点)を発揮することにより委託できないかについても検討すること。

(d) 責任の明確化

市の行政責任を確保する必要があることから、契約の際は、市と委託先の責任の範囲をあらかじめ明確にしておくとともに、契約の履行過程において市の監督が十分に働くよう留意すること。

ただし、過度の干渉により委託先の効率化等の意欲を阻害することのないように留意すること。

(e) 市としての適正な事業執行の確保

委託の検討にあたっては、市民サービスの公平性の確保及び維持向上、個人情報などの機密保持、危機管理への十分な対応など、市としての適正な事業執行の確保に留意すること。

(f) 競争性・透明性の確保

委託先の選定にあたっては、正当な理由なく、固定化、業務の独占などが生ずることのないよう、競争性・透明性を持った委託手続きをとるとともに、実態として委託先が固定化している場合にあっては、委託の内容に応じ一定期間ごとにその理由等について再点検すること。

(g) 民間事業者の育成

十分な受託体制が整っていない業務については、業界に委託内容及び委託予定年次を伝えるなど、民間事業者の育成に努めること。

(h) 公社等への委託

公社等外郭団体に業務を委託する場合は、外郭団体になければならない理由を明確にするとともに、外郭団体の健全で効率的な経営と整合性を図るものとする。

5 民間活力導入の評価と継続的实施

民間活力導入事務事業については、民間活力導入後の評価を定期的に行うとともに、業務を取り巻く状況の変化を常に把握し、企画立案にあたっては民間活力導入の可能性を検討するなど、新たに民間活力を導入する事務事業の発掘に努め、定期的に見直す。